平成２７年（フ）第７７号
佐賀県唐津市和多田先石３番28号　サンライフ坂本２－３号
債務者　小林　繁宏
1　決定年月日時　平成27年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２７年（フ）第８２号
佐賀県唐津市湊町943番地１
債務者　吉田わかな
1　決定年月日時　平成27年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２７年（フ）第８４号
佐賀県唐津市菜畑3314番地４　めぐみ荘１－１号
債務者　信田　正己
1　決定年月日時　平成27年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２７年（フ）第３４７号
宮崎市大字恒久6561番地１　ベルハイムツバイテ301号、前住所宮崎市中村東２丁目３番14号　後藤ビル302号
債務者　平野　謙二
1　決定年月日時　平成27年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第４３号
大分県日田市大字日高1571番地１
債務者　藤川　　恵
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月２日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２７年（フ）第５２３号
千葉県松戸市馬橋1890番地の７　モンシャトー松戸1101号
債務者　篠塚　恵美
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第５７９号
千葉県柏市伊勢原１丁目10番15号　レジデンス小山101号
債務者　藤原　作司
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第６１２号
千葉県柏市大津ケ丘４丁目５番地10棟208号
債務者　東　　純徳
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第６６０号
千葉県野田市木間ケ瀬1915番地65
債務者　仙場　　愛
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第２２号
長崎県平戸市戸石川町866番地１、従前の住所長崎県対馬市厳原町宮谷94番地２　ガーベラハイツ202号室
債務者　宮本　心一（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月３日まで
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２７年（フ）第２６２号
青森市蛍沢１丁目２番１号
債務者　蛯名さちほ
1　決定年月日時　平成27年12月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１５８号
青森県弘前市大字清原１丁目３番地２　メゾンドかさい102号
債務者　舘山　晶子
1　決定年月日時　平成27年12月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第１７９３号
名古屋市港区当知１丁目1506番地　ハーバーグランドハイツ杉浦302号
債務者　佐藤　順一
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６４９号
熊本市中央区琴平本町４番63―308号　市営琴平団地２Ｃ－２棟
債務者　小濱　歩美（旧姓柏野）
1　決定年月日時　平成27年12月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第６６１号
熊本市東区佐土原１丁目16番７号　元家コーポ105号、前住所熊本市東区花立５丁目６番47号
債務者　河野さとみ
1　決定年月日時　平成27年12月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第６１３号
北九州市小倉南区城野２丁目１番47―204号
債務者　加来　真子
1　決定年月日時　平成27年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部